

9月19日・20日(第22・23回裁判期日)

期日の内容

- * 証人尋問：関礼子先生（反対尋問）
- * 原告本人尋問：今野富枝さん 関場健治さん 古山久夫さん
末永一郎さん 佐野久美子さん 今野斉さん 高橋美雄さん

関 礼子先生の尋問をおえて 弁護士 鮫島 千尋

福島地方裁判所郡山支部における津島原発訴訟も、原告本人尋問、専門家証人の尋問へと進んできました。

2019年3月と7月の裁判では、立教大学の関礼子先生に、津島の人々が被った損害とは何か、を環境社会学の観点から、話してもらいました。私は、3月の主尋問の一部を担当しました。

関先生による尋問の意義は、裁判所にふるさとを奪われたという意味合いを十分に理解してもらうことにあります。津島という地域において、いったい何が既に失われ、今後、失われようとしているのか、それを明らかにすることによって、それが金銭賠償では償えない損害であって、被告らに除染義務があるということを示すということなのです。

関先生の環境社会学は、それぞれの地域において、そこに住む人々にとって、それを取り巻く自然環境や社会環境がどのような意味を持っていて、それを奪われることから、人々がつらく悲しい気持ちになるのだというように、本人が必ずしも自覚ができていないことから説明することによって、本件原発事故によって、原告らが失ったものが何であるのかを、現地の実態を踏まえて、現地以外の知識経験も踏まえて客観的に明ら



かにしようとするものです。

このような考えのもと、関先生と原告団及び弁護団は、何度も打ち合わせを重ね、津島の人々にとって津島という場所はどのような価値があるのか、裁判所に理解してもらうためには、どのような話をするべきなのか、議論をしました。関先生の研究の成果と多くの議論を重ねた集大成として、3月の裁判にのぞみました。

3月の裁判では、原発事故が引き起こした被害の実態に関して、関先生の口から、津島の自然・津島の人々のつながりといった観点から説明をしてもらいました。時に図を用いながら、わかりやすい具体例とともに、津島の人々にとっての津島の重要性、人々同士の濃い繋がり、他の場所では変えることのできない固有の価値があったことなどを関先生の口から話してもらいました。

7月の裁判では、被告国及び東京電力による反対尋問、裁判所からの質問が行われました。ここでも関先生は、的確に被告らの質問に答えていました。



被告らの質問によって、むしろ、裁判所の理解が深まったと思います。

3月と7月の裁判での尋問を通じて、津島の人々がふるさと津島に帰りたいたいという強い思いを持っている理由を、裁判官もよく理解できたことと思います。

←集会の様子です

11月14日・15日(第24・25回裁判期日)

期日の内容

* 証人尋問：木村真三先生（主尋問）

* 原告本人尋問：佐々木茂さん 佐々木加代子さん 武藤晴男さん

原告末永一郎さん尋問について

弁護士 大野俊介

今回、私はADRでもご一緒している若松弁護士と共に、末永一郎さんの本人尋問を担当させて頂きました。

既に一郎さんには、訴訟提起時における意見陳述、現地での進行協議期日でお話頂いておりましたので、尋問では、それらのお話頂いた内容がより一層深まるようなものになるように意識しました。繰り返し聞いた話でも、少し視点が変われば新しい話のようになることもありますし、「そういえば・・・」「実は・・・」といったように当時話を聞いていなかったことが出てくることもあります。

一郎さんは、これまでの手続でもしっかりとお役目を務めておられて、震災当時は部落の副区長、現在では区長の立場にあること、ご自身の性格的なところもあるかと思いますが、今回の尋問も、特段問題になるようなことはありませんでした。

一郎さんは 部落の話の他に、特筆すべきなのは、石材業のことでしょう。一言に「石材業」といっても、石の種類はたくさんあるし、その加工方法や用途によってさまざまですし、その規模感にも大変驚きました。事務所にお伺いしてお打ち合わせをした際に精巧に作られた物を拝見し、精細さも併せ持つ石材業に大変魅力を感じました。津島の地で石を採掘して石材業を再開できる日が待ち遠しくも思いました。尋問手続を経て、そのような思いが、裁判所に届いたと思います。

これから、原告の皆様も陳述書を作成していくこととなりますが、訴訟提起時に作成した別紙と内容が重複しても構いませんし、あまり気兼ねせず、気軽に、どんどんお話頂ければと思います。訴訟提起時から時間が経っており、変わらない思いもあると思いますが、思うところや感じるところが変わってくることもたくさんあると思います。原告の皆様は、ご自身の思いのたけを自由にお話頂ければと思います。私たちは、その声を裁判所にお届けすべく、全力で今後も尽力して参ります。

大塚弁護士が、11月の木村証人の尋問でピンチを救ってくれた飯塚弁護士に対し、後日お礼（アイス）を上納しているところです。



ADR通信

津島ADRの現況について

弁護士 若松 利行

1. はじめに

皆様いつもお世話になっております。弁護団ADR班から、津島ADRの現況についてご報告いたします。

2. 不動産（田・畑・山林・原野など）について

津島ADRでは、まず不動産の集団申立てが行われ、これまで合計257人の方々が申立てを行い、手続を進めてきました。私たちは先行の山木屋ADRの和解実績をもとに、公用買収基準での統一基準単価を掲げて損害賠償請求を行ったのに対し、東電は中間指針に基づき、直接請求における賠償基準が妥当であると主張し、統一基準による賠償には応じない姿勢をとりました。第1陣の申立てから約3年にわたる手続を経て、2019年7月、ADRセンターは、東電の主張に一定の合理性があるとし、和解解決の見通しが無いとして、仲介手続を打ち切りました。

他の集団申立て事例においても、2014年3月頃を境に、東電が方針を転換し、集団申立て事例については軒並み和解受諾を拒否したため、ADRセンターもやむなく仲介手続を打ち切るなど、ADR制度の機能不全が明らかになってきました。

そこで、このような状況を打破するために、現在、新たにチャンピオン方式（津島の各行政区から1人ずつ代表者を出す方式）でのADR・訴訟の準備を進めています。その狙いは、集団ではなく代表者による個別の申

立てを行い、有利な水準での和解実績を積み上げて、最終的には代表者以外の方々にも同様の水準での解決を及ぼしていくことにあります。また、ADRと並行して、訴訟でも賠償請求を行うことによって、裁判所での有利な判断を、ADRにも及ぼしていくことも狙いとしています。

このような新たな方式でのADR・訴訟は、2020年春頃の申立てを予定しており、専門家の協力も得ながら、準備を進めているところです。

3. 動産（墓石・農機具・井戸など）について

一方、津島ADRのうち動産申立てについては、申立人ごとに取得の金額や時期、使用期間等が異なるため、それらの資料のチェックや修正等に時間を要しましたが、2019年6月に第1陣38名、同年11月に第2陣30名、それぞれ申立てを行いました。第3陣16名も2019年末までに申立てを行う予定です。

動産申立てにおいて、私たちは取得時価格ないし再調達価格を基準とする損害賠償を求めています。これに対し、東電は、墓石等につきそもそも財産的損害が生じていないと主張し、農機具につき財産的損害があるとしても時価での賠償にとどまると主張しているため、これらの主張に対する反論を準備しており、2019年末までに提出予定です。また、ADRセンターからは新たに、個々の申立人について、それぞれ必要な資料を追加提出するよう求められていますので、求める会の事務局の方々とも協力しながら、収集・提出を進めていきます。

4. おわりに

以上のように、津島ADRでは、不動産・動産の完全賠償を求めるために、前人未到の闘いを続けています。今後も、弁護団で議論を重ね、叡智を結集し、申立人の皆様のご協力を得ながら、手続を進めていきますので、どうぞよろしくお願いたします。

原告団・弁護団合宿(於:大玉村 光雲閣)ご報告

弁護士 西沢桂子

11月24日・25日の二日間、原告団と弁護団で合宿会議を行いました。

会議の内容は、①現在、裁判所から原告に対して質問されている法律上の事項についての勉強会、②原告本人尋問について、これまでの国と東京電力の反対尋問の分析と今後の対策、③津島のADRの現況の報告と今後の対策、④今後の署名活動の展開などについてです。

定例の弁護団会議は、月1回程度、弁護団と原告団役員のみで行っていますが、今回は原告団役員以外のたくさんの原告の皆様からも参加していただき、とても充実した議論になりました。

また、夜は宴会をし、普段なかなか聞くことのできない弁護団・原告団の訴訟にかける熱い思いを聞くことができました。

今回の合宿のおかげで、弁護団一同、あらためて原告の皆様が一日も早く美しいふるさと津島に戻れるよう、努力しなければならないと決意しました。

昼間の会議は、真面目に勉強しています…。



お酒が入ると豹変します。↓
ただ、騒ぎすぎてカラオケの機械を壊しちゃっても、タンバリンを巻いていても、やるときはやる弁護団です。



☆津島原発訴訟
弁護団 連絡先
はこちらです↓

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階
電話：03-6273-0079 メール：genpatu.tsm@gmail.com